

業務連絡

2020年11月 2日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.6

2020年10月19日、新大阪日之出会議室において「申」第7号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

JR東海労幹関西地「申」第7号
2020年 8月19日

「車両に乗り込んだままの申告作業」に関する申し入れ

大阪仕業検査車両所で庫内での申告作業が長引き、時間が無いため、車両に乗り込んだまま、着発線で申告作業をする事がある。直近では8月1日にも発生した。

2020年5月20日、「申」第24号「大阪仕業検査車両所と大阪修繕車両所との業務担当」に関する申し入れについて、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答があった。

以下、組合申し入れと会社回答内容の要旨

組合：2020年実施ダイヤ改正以降、大阪仕業検査車両所及び大阪修繕車両所（主に操縦業務）は、指定された作業ダイヤで作業を行うとなっているが、仕業庫での作業時間が十分に確保されているのか明らかにすること。

会社：作業ダイヤを作成する際は、作業時間の確保を考慮した上で作成している。

組合：安全最優先を考えて、着発線・電留線での作業を行わせないこと。

会社：安全に作業を行うために必要な取り組みは実施しており、引き続き着発線や電留線での作業を指示することもある。

以上のように会社は、「作業ダイヤを作成する際は、作業時間の確保を考慮した上で作成している。」「安全に作業を行うために必要な取り組みは実施している。」と言っているが、今回のように多々、時間が無いため車両に乗り込んだまま着発線で申告作業を行わせている。

1. 8月1日、車両に乗り込んだままの申告作業を作業指示したのか明らかにすること。

【会社回答】

申告担当者に継続して作業を行うように指示を行った。

2. 検修庫以外で、作業を行う場合、安全確保のため、移動禁止表示器（旗）を掲出するようになっているが、車両に乗り込んだまま着発線に行った場合、安全対策及び安全確保はどのようにしているのか明らかにすること。

【会社回答】

安全上の必要な措置は実施している。

3. 安全対策及び安全確保のためには、一旦車両から降りてから着発線に向かうように、なぜ指示しなかったのか明らかにすること。

【会社回答】

当時の状況を踏まえその必要はないと判断している。

4. 本来、大阪仕業検査車両所では、基本的に仕業庫以外での作業は行わないとしているが、今後も車両に乗り込んだまま申告作業を行わせることがあるのか明らかにすること。

【会社回答】

作業状況により判断した結果、必要に応じて着発線での作業を指示することはある。

運行優先の姿勢では安全は守れない！

若干のやりとり

組合：安全上の必要な措置は実施しているというが移動禁止表示旗を掲出することが必要な措置ではないのか。

会社：今回の列車移動を禁止する場合、仕業班長が検修当直へ連絡し、検修当直から列車当直に作業があることを伝えている。列車当直においては制御盤に作業中札を掲出して列車の移動を禁止しているので必要な措置をとっている。

組合：これからも着発線での作業はあるのか。

会社：チハセイビや今回のような状況があれば安全を担保して行う。

いろいろなケースがあるので、その時々状況により判断する。

組合：仕業庫で一旦降車して移動禁止表示旗を持って着発線に行くことが安全に必要な措置ではないのか。

会社：安全の心得に記載されている移動禁止旗を持って行くのは原則であると思うが、一方で別の形でしっかり安全を担保している。今回の場合も当時の状況を踏まえ一旦車両から降りての対応は必要はなかったと判断した。

組合：原則に基づいてやると言うのであれば矛盾している。

会社：安全をないがしろにしてやっているのではない。しっかりと守ること安全を確保して対応する方針である。

組合：方針は良いが、会社が決めたルール。しっかりと守ることが安全上大切である。

会社：安全を確保して作業することは重要であることは認識している。当然安全が確保された形で今回も作業を行っている。

組合：運行優先ではなく、安全を第一に考えやって頂きたい。

会社：安全に作業を進めたいという認識は一致していると考えている。今後もしっかりと安全を確保して形でやって行く。

以上